

働き方改革推進支援助成金の労働時間短縮・年休促進支援コースの交付申請をされた方へ

申請事業主 殿

静岡労働局 雇用環境・均等室

今般、働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）について、交付要綱第5条（3）に規定する「時間単位の年次有給休暇及び特別休暇の導入」を成果目標として交付申請されましたが、交付要綱同条項には、「既に時間単位年休に係る労使協定を締結している指定事業場がある場合」は、「本成果目標を選択することはできない」旨が定められております。

交付申請時点で、時間単位の年次有給休暇に関する労使協定を締結していたり、労使協定がないにも関わらず時間単位の年次有給休暇制度が実際に運用されていた場合には、「時間単位の年次有給休暇及び特別休暇の導入」を成果目標とすることが認められないため、交付決定が行われず、また交付決定が取り消されることがあります。

（事業主記載欄）※下記に記載・署名の上、静岡労働局宛郵送してください。

上記記載内容について、承知しました。

時間単位の年次有給休暇につきまして、交付申請時点で運用されておらず、労使協定も締結していない旨、申し立てます。

令和 年 月 日

申請者
（法人名）

（代表者職・氏名）
（署名）